

弁護士法人 三宅法律事務所

Miyake & Partners



**Miyake newsletter**

**金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表**

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は『金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表』をご案内させていただきます。

令和7年1月30日

弁護士法人三宅法律事務所

\* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

## 金融庁による「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の公表

### 1. 金融庁による「有効性検証」に関する考え方・事例の公表

2024年3月末に、金融庁の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』（「マネロンガイドライン」）に基づく態勢整備の対応期限が到来し、金融機関等においては基礎的な態勢の整備が概ね終了したところである。

2024年4月以降は金融機関等自らが「有効性検証」を行い、整備した基礎的な態勢を維持・高度化していくことが重要である。

FATF（マネロン等対策の政府間会合：Financial Action Task Force）も2025年から開始する第5次相互審査ではマネロン等対策の有効性審査を重視することになり、2028年8月に予定されている第5次対日審査のヒアリングでは、金融機関等が自らのマネロン等対策が有効である旨を説明できる必要がある。

金融機関等の対応を加速させるためには、「有効性検証」に関する考え方・事例を分かり易く示すことが重要となる。

そこで、金融庁は、2025年1月20日に、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」を公表した（2025年2月20日意見募集締切）<sup>1</sup>。同公表物は、パブリックコメントを経て、2025年3月中に適用開始となる予定である。

### 2. 公表物の目的・役割

有効性評価の公表物の目的は、① 金融機関等自らが「有効性検証」を実施し、態勢を維持・高度化すること、② 当局との対話を通じて、マネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになること、③ 最終的には、2028年に予定されている第5次対日相互審査のオンサイト審査のヒアリングにおいて金融機関等自らがFATF審査団に説明できることである。

有効性評価の公表物の役割は、金融機関等が自社の規模・特性に応じたマネロンリスクを理解し、自身の対策の有効性を説明できるよう、(a) 「有効性検証」を金融機関等自らが考え、実施するための考え方を示すこと（最低の目線・水準でないことに留意）、(b) 「有効性検証」の具体的な実施手法を金融機関等が検討する助けとなるよう、実際の取組事例を紹介すること、(c) 「有効性検証」の結果を踏まえ、今後、当局と対話できるよう、対話の論点・手法を予め示すこと（行政の透明性も確保）である。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250120/20250120.html>

### 3. 「有効性検証」の考え方

#### (1) 「有効性検証」の定義

「有効性検証」とは、金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの**特定・評価・低減を適切に実施**していること」を確認する取組みである。

#### (2) 重要ポイント

金融機関等自らが、有効性検証の**実施計画を作成**し、計画に則り**検証を実施**、その結果に応じて**改善を実施**することが重要なポイントである。

#### (3) 前提となるポイント

「有効性検証」の前提となるポイントは以下のとおりである。

- ①有効性検証の**実施範囲や実施方法等（＝実施計画）は、自らの直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて決定**することが必要。
- ②**経営陣が主導**して適切な資源配分を行い、**各部門が役割・責任に応じて連携すること**で、**有効性検証の取組みを実施するための態勢を整備**することが重要。
- ③**検証の実施主体**については、自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、**必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない**。

上記③に関しては、内部監査部門においては、第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある。

#### (4) 金融庁による公表物に示される有効性検証の分類

金融庁の公表物においては、有効性検証は以下の段階に分けて検討することとされている。

1. マネロン等リスクの特定・評価に係る検証
2. マネロン等リスクの低減に係る検証
  - ① マネロン等リスク低減策の「整備」に係る検証
  - ② マネロン等リスク低減策の「実施」に係る検証
3. 適時の有効性の検証

### 4. マネロン等リスクの特定・評価に係る検証

#### (1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

金融機関等は特定・評価の結果として文書（リスク評価書）を作成している。

#### (2) 想定される有効性検証の実施内容

「マネロン等リスクの特定・評価に係る検証」の実施内容は、金融機関等は自らの**リスク**

評価書作成過程の妥当性を検証することである。

### (3) 検証の観点

「リスク評価書作成過程の妥当性」の検証の観点は以下のとおりである。

- **リスク特定**にあたっての包括的かつ具体的な検証において、**対象としている内外の情報は十分か。**
- **特定したリスクをすべて評価**しているか。
- **リスク評価**にあたって**活用している情報は十分か**（**疑わしい取引届出状況等の分析**も踏まえてリスク評価を実施しているか）。
- 定期的にリスク評価を**見直す頻度**や**随時の更新時期**は適切か。

## 5. マネロン等リスクの低減に係る検証

### (1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

金融機関等は、マネロン等リスクの特定・評価の結果を踏まえて、リスク低減策を**整備し、実施**することが求められる。

したがって「有効性検証」としては、**マネロン等リスクの「整備」と「実施」に係る検証**が必要となる。

### (2) 想定される有効性検証の実施内容

マネロン等リスク低減策の**「整備」と「実施」**の妥当性を**定性的・定量的に検証**することが求められる。

**定量的な検証**には例えば以下のような**指標**を活用することが考えられる。

- ・ 疑わしい取引届出を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ マネロン等（金融犯罪含む）の疑いを理由とした自主的な取引制限等を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ 捜査関係事項照会・凍結依頼を受けた件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）
- ・ 取引モニタリングの誤検知率
- ・ 取引フィルタリングの誤ヒット率
- ・ 検知から疑わしい取引届出までに要した日数
- ・ 継続的顧客管理における定期的な情報更新依頼に対する回答率
- ・ 自社で策定したマネロン等対策のための手続等に対する対応不備（手続違反等）の件数

### (3) マネロン等リスク低減策の「整備」に係る検証

マネロン等リスク低減策の「整備」に係る検証における検証の観点は以下のとおりである。

- ・ 特定したマネロン等リスク全てに対して低減を行うための**規程等**や**システム・管理**

体制等が存在するか。

- ・ 規程等やシステム・管理体制等は**マネロン等リスクの評価に応じた内容となっているか。**
- ・ 定期的または随時のリスクの特定・評価結果を踏まえて、整備した規程等やシステム・管理体制等が対象とする**範囲・内容が適切か見直しされているか。**

#### (4) マネロン等リスク低減策の「実施」に係る検証

マネロン等リスク低減策の「実施」に係る検証における検証の観点は以下のとおりである。

- **規程等**について、**策定したルールに準拠した実務対応**がなされているか。
- **システム**について、**設計した仕様通りに稼働**しているか。
- **管理体制**について、**設計した通りに運用**されているか（例えば以下の観点）。
  - 各部門が**業務分掌に応じた責任**を果たしているか。
  - **計画通りに人員等のリソースが配分**されているか。
  - 設置した**会議体やプロジェクトチーム等は設立趣意に沿った運営**がなされているか。
  - **計画通りに研修が実施**されているか。

## 6. 適時の有効性の検証

### (1) マネロンガイドラインに基づく基礎的対応

重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発などマネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生した際は、当該事象に対応して改めてリスクの特定・評価・低減を実施することが求められる。

### (2) 想定される有効性検証の実施内容

適時の有効性検証で想定される実施内容は以下のとおりである。

- ・ 事象発生時に、**従来のリスクの特定・評価・低減が適切であったかという観点から有効性検証**を行う。（検証の結果、課題発見時には、改善対応を行う）
- ・ **従来の有効性検証で同様の課題が発見できなかった原因を分析**し、必要に応じて有効性検証の取組みの改善を行う。

## 7. 当局による金融機関等との対話

### (1) 対話の意義

**当局（金融庁・財務局）**が、金融機関等による管理態勢の主体的な維持・高度化を支援するために、**金融機関等との対話を通じて**、金融機関等におけるマネロン等リスクの**特定・評価・低減が適切か確認**する。

当局は、公表文書の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりす

ることではない。

## (2) 重要ポイント

当局は、**金融機関等からの説明内容を踏まえて**、「金融機関等が有効性検証の**実施計画を作成**し、計画に則り**検証を実施**、その結果を踏まえて**改善を実施**していること」を**確認**する。

## (3) 前提

当局による金融機関等との対話の前提は以下のとおりである。

- ①**金融機関等からの説明を重視**し、**説明内容の合理性・客観性**を踏まえて対話を実施
- ②合理的・客観的な説明のために、**定性的・定量的な検証結果が活用**されることが有用
- ③**対話を通じて発見された課題は**、**金融機関等がその原因の特定や改善対応等**を実施

## (4) 対話の対象

当局による金融機関等との対話の対象は以下のとおりである。

- ①経営陣との対話（下記（6））
- ②有効性検証の担当部署・関係部署との対話（下記（7））
- ③内部監査部門との対話（下記（8））

## (5) 留意点

当局は、金融機関等との対話において以下の点に留意することとされている。

- ・ 対話にあたっては、金融機関等自身の判断を尊重する。
- ・ 対話に際して、金融機関に過度な負担が生じないように配慮

## (6) 経営陣との対話

### ア. マネロンガイドラインに基づく経営陣の役割

マネロンガイドラインでは金融機関等の経営陣は以下の役割を果たすこととされている。

- ①適切な資源配分
- ②役員・部門間で連携する枠組の構築
- ③主導的な関与

### イ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の経営陣との対話において、有効性検証に関して経営陣が果たしている役割を中心に説明を受け、その内容を踏まえて対話をすることとされている。

- 有効性検証（計画・実施・改善対応）のための適切な資源配分
- 役員・部門間で連携して有効性検証を行う枠組みの構築

- 検証状況を把握・議論し、必要に応じて追加施策を指示する等の主導的関与

## (7) 有効性検証の担当部署・関係部署との対話

### ア. 有効性検証の担当部署・関係部署

「有効性検証の担当部署・関係部署」には、第2線（管理部門）だけでなく、第1線（営業部門）も入り得る。

### イ. マネロンガイドラインに基づく役割

マネロンガイドラインにおいて、「有効性検証の担当部署・関係部署」は、マネロン等リスクの特定・評価・低減に係る検証および適時の検証の計画・実施・改善対応が求められている。

### ウ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の有効性検証の担当部署や関係部署とは、有効性検証結果も踏まえて、「**マネロン等リスクの特定・評価**」「**マネロン等リスクの低減**」「**適時の有効性検証**」について、以下の内容に留意して対話を行うこととされている。

#### ① マネロン等リスクの特定・評価に係る対話

- ・ 金融機関等からリスク評価書の内容が適切と考える理由（リスクの特定・評価に係る有効性検証結果）の説明を受け、その後、リスク評価書の内容と金融機関等からの説明内容を踏まえて、金融機関等が実施している**リスクの特定・評価が適切か**対話を通じ確認する。
- ・ 金融庁は、**金融機関等の直面するマネロン等リスクの特定・評価結果の仮説**を手元に準備し、仮説を踏まえて金融機関等と対話を行い、**相互に認識を確認し、一致させる**。その際、仮説の押し付けをすることはせず、**金融機関等からの説明・主張に十分に耳を傾け、その合理性・客観性を踏まえて対話**を行う。

#### ② マネロン等リスクの低減に係る対話

- ・ 金融機関等において**適切に低減策の「整備」を行っているか、低減策に準拠して低減措置が「実施」されているか**対話を通じ確認する。
- ・ 金融機関等より、マネロン等リスク低減措置について自社が**「実施」した有効性検証の取組み内容やその結果について説明を受けたうえで、定性的・定量的な検証結果も確認**しつつ対話を行う。

#### ③ 適時の有効性検証に係る対話

当局は、以下の点を中心に説明を受け、説明内容を踏まえて対話する。

- ・ 個別事象発生の経緯と発生後のリスク特定・評価・低減の内容
- ・ 個別事象の発生原因の分析結果
- ・ 原因分析を踏まえたリスク特定・評価・低減の取組みの課題と改善対応

- ・ 原因分析を踏まえた有効性検証の取組みの課題と改善対応

## (8) 内部監査部門との対話

### ア. マネロンガイドラインに基づく役割

金融機関等の内部監査部門は、第1線・第2線から独立した立場で有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性を監査することが求められる。

### イ. 対話の進め方

当局は、金融機関等の内部監査部門との対話において、有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性等について、**第1線・第2線から独立した立場で実施した監査の実施状況とその結果**を中心に説明を受け、有効性検証の実施態勢が適切であるかといった点を中心に対話する。